今号のテーマ『遺産分割協議』は、ほとんどの相続で避けて通れないものですが、 その割には正しく理解されていないことも多いように感じます。実務の中でよく直面する 誤解されがちな点と、最低限知っておいていただきたい点をお伝えします。

そもそも遺産分割協議って何?

遺産の分け方を決定するために、相続人間で行う話し合いのことです。亡くなった方が遺言を遺していないケースなどで必要になります。



知っておきたい 3 POINT

point 01

相続人が全員で!

相続人の全員が協議に参加し、合意に至る必要があります。 一部の方だけで協議しても無効です。

point 02

協議がまとまったら書面にする!

合意した内容をまとめ、全員で署名押印し『**遺産分割協議書**』を作成しましょう。 金融機関での手続きや不動産の名義変更の際に必要となるだけでなく、後日の 争いを防ぐことにもつながるのでとても大切です。

point 03

やり直しはできません!

一旦成立した遺産分割の内容を変更しようとすると、たとえ相続人全員が同意しても、贈与とみなされ贈与税の対象となる可能性もありますので、遺産の全容を充分に把握し、じっくりと話し合う必要がありますね。

遺産分割協議自体はいたってシンプルなものです。遺産分割協議で苦労するのは一部の 大富豪の場合だけだろうと思われるかもしれませんが、遺産分割を大変にする要因は意外と 身近に潜んでいます。次のページではその具体的な例をご紹介していきましょう。

遺産分割をややとしくする身近な要因



不動産が遺産の大部分を占めている

不動産そのものを分割することは困難なため、不動産の価値をお金に 換算し、他の遺産の取り分で調整したり、不動産を多く相続する人が 他の相続人に対し代価を支払うなど、分け方に工夫が求められます。

不動産は立場や見方によって、その価値が大きく異なるため、評価額がまとまらず合意できないというケースがとても多いです。

高額の贈与を受けている相続人がいる

生前にたくさんもらっているのに、相続分が同じなんて納得できない! あるいは

亡くなった方の介護をしていた

何もしてこなかった他の相続人と相続分が同じなんて納得できない!

などのように、故人との関係性により、他の相続人との間で不公平感が生じ得ます。この不公平感は**特別受益や寄与分**(*)といった仕組みで調整していくことができますが、その対象範囲や具体的な金額について合意するのは中々大変です。

※【特別受益】相続人が生前贈与などで得た金額を相続する遺産に含めて計算し、他の相続人との差を調整 【寄与分】 相続人が介護を献身的に行った場合等にその働きを相続分に反映





相続人の中に認知症や未成年の人がいる

認知症等で意思能力がない人は協議自体に参加できません。 もちろん、その方を除いて協議をするわけにはいかないので そのような場合にはまず、代理人となる成年後見人(*)の選任 手続きが必要となります。また、相続人の中に未成年者がいる 場合も同様に特別代理人(*)の選任が必要となります。

※【成年後見人】認知症等により法律行為ができなくなった方のために家庭裁判所が選任する代理人 【特別代理人】未成年者と親権者の利益が相反する場合などに家庭裁判所が選任する代理人

このような困難に直面して遺産分割を先延ばしにしてしまい 次の世代の相続人が大変な思いをするというケースは珍しくありません。 そうならないように備えておきたいものです。

遺産分割で一度争いに発展してしまうと特効薬はありませんが 遺言を書き遺すことで遺産分割の手続き自体が不要になります。 また、エンディングノートや日頃のコミュニケーションで想いを伝えることが 円満な遺産分割につながるのではないでしょうか。





ミニコラム:こんな時どうすれば?

亡くなった方名義の預金が凍結され、すぐには遺産分割協議が出来ず生活費や葬儀費用の支払いをどうしよう…と困ってしまう方も… そのような場合のために、分割協議前でも150万円を上限として自身の法定相続分に相当する額の預金を降ろすことが可能になりました。



エンディングノートの裏側

エンディングノートはどれも同じ?まぁたしかによく似ています。 でも、ひろせ司法書士事務所のオリジナルエンディングノートはちょっと違います。 こだわり満載のエンディングノートができるまでを密着レポートします♪

♪ちゃちゃちゃーちゃっちゃっちゃちゃちゃーちゃらちゃらっちゃ♪

「うちの事務所でもオリジナルエンディングノートをつくろう」大西が動き出した。 せっかくなので、司法書士事務所ならではの知識・経験を活かし、充実した内容に したい。そうして、終活に必要な事柄すべてを網羅したエンディングノートができあがった。

ところが・・・





by 廣瀬太郎



書店には多くのエンディングノートが並ぶ

お客さんに渡して書いてもらっても空白のページが目立つ。 聞くと『どこから書いていいかわからない』『私に関係なさそう』 そんな声が多かった。「内容は充実しているのになぁ」大西はつぶやいた。 それは市販のエンディングノートを使っている人も同じだった。なぜ?

「記入する情報が多すぎる?デザインが味気ない?」大西は考えた。終活に必要であろう情報はもれのないよう詰め込んだ。しかし終活は100人いれば100通り。必要な情報はみな同じではない。

「自分に今必要なところ、書きやすいところから書いてもらうには どうしたらいいのか?|

JYONETSU-TAINISHI JYONETSU-TAIRIKU JYONETSU-TAINISHI JYONETSU-TAIN



ついに完成した ひろせ司法書士事務所オリジナルエンディングノート!

大西が出した結論は、製本しない。

自分の書きやすい項目から記入してもらい、できたページだけを 綴じこんでもらう形式に変えた。こうすることで、格段に書き 始めやすくなった。また、気持ちが変われば用紙を差替えられる という思わぬメリットも生じた。

次に取り組んだのがデザインの改善だ。

実は大西、デサインが得意ではない。 そんな時は前堀に泣きつく。。。よし、いい感じ♡

<u>そして完成したエンディングノー</u>トは

- ➡ 気持ちが変わったら、差し替えができる!!!



「エンディングノートって老後や相続のことだけじゃなくて、夢や、 これからやりたいことリストみたいなのを書いてもいいと思うんですよね。 やりたかったことを一つずつ実現していけるように」大西は言う。 「エンディングノートでこれからの人生を楽しくするお手伝いができると嬉しい ですね♪」大西のエンディングノートづくりにエンディングはない(笑)

♪ていーていりりーていりてい・・・

家では私が上司ですの場場では未が上司ですが (等



廣瀬 真弓 (ひろせまゆみ)

司法書士試験合格 H19年

神戸の司法書士事務所勤務 H20年

H23年~ 弊所勤務

現在、小2・5歳・1歳の育児に奮闘中です!

復帰しました!

平成30年11月に第3子を出産し、今年の6月から 職場復帰しました廣瀬の妻です。

私はトータル勤務歴は長いですが、3度の出産のため ブランク期間も長いので、今は新たなスタートを切ったつもりで仕事に励んでいます。

今の私の目標は、もう一度 司法書士として皆さまの お役に立てる仕事をすることです。お客さまのご要望に しっかりと応えられるように、常に学ぶ姿勢を持って 仕事に取り組み、成長していきたいです。

information

LINE公式アカウントで お友だち登録すると、トークで やりとりできてとても便利!

- ○相談予約
- ○費用の見積り
- ○進捗確認
- ○ご質問など



※QRコードから登録できます

Z○○ オンライン相談も行っています。 ご予約お待ちしています!



- こんな時 便利です
- ○対面でのご相談が不安
- ○お越しいただくのが大変
- ○お忙しくて時間がない
- ZOOMを使ってみたい



各種ダウンロードサイト

https://www.officehirose.com/dl

■エンディングノート ■白筆証書遺言キット





編集後記

今号は、エンディングノートづくりにかけるスタッフの想いをご紹介させていただきました。 私、情熱大陸が大好きなんです(笑)

我々の提供するエンディングノートは、終活や相続の現場での体験が詰まっています。 そして、幸せな人生を送るお手伝いをしたいというスタッフの熱い想いがこもっています。 人が人と接し、その人のことを考え、工夫すること。大切にしていきたいですね。 ちなみに廣瀬太郎は私のサッカー部時代のあだ名です。



無料終活相談



そろそろ終活…でも何から始めればいいの?とお悩みなら 「ひろせ司法書士事務所オリジナルエンディングノート」で 想いを伝える前向き終活をはじめてみませんか? 専門家と一緒だから安心。疑問質問にも丁寧にお答えします。

「ンディンク

※エンディングノートは無料でお渡ししています

ひ ろ せ 司 法 書 士 事 務 所

事務所所在地:香川県高松市木太町1288番地2 TEL 087-813-9913 ホームページ:https://www.officehirose.com

メールアドレス:info@officehirose.com

その他 ■HPのお問合せフォーム ■LINE公式のトークからもご予約できます!